

金沢市感染症予防計画

(感染症の予防のための施策の実施に関する計画)

(案)

金沢市

令和6年 月

はじめに

金沢市感染症予防計画は、感染症の予防のための施策の実施に関する計画です。感染症の予防及びまん延の防止を目的とし、様々な感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、まん延の防止のための体制を整備することとしております。

平成 11（1999）年に国は、感染症等に対する人権への配慮から、従来の伝染病予防法を抜本的に見直し、新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「法」という。）を制定するとともに、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に基づき、感染症発生動向調査の整備、事前対応型行政の体制作り、感染症のまん延防止策の充実、患者等の人権に配慮した適切な医療の提供などの施策を積極的に推進してきました。

令和元（2019）年 12 月に中国武漢市で原因不明の肺炎患者が報告されてから、わずか数か月で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的な流行となりました。

本市においても、令和 2（2020）年 2 月に初めて患者の発生が確認され、現場の医療体制や保健所体制はひっ迫しました。改めて発熱外来や病床の確保についての法的位置付けによる体制整備等、平時からの感染症危機管理の重要性が浮き彫りとなりました。

令和 5（2023）年 5 月 8 日に法の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から五類感染症に移行しました。今回の新型コロナウイルス感染症は、これまで想定していた感染症対策だけでは対応が困難であったことから、新たに発生することが想定される感染症の発生及びまん延に備えるために、法改正が行われました。

改正法は令和 4（2022）年 12 月 9 日に公布され、国、石川県（以下、「県」という。）、関係機関の連携協力による入院病床、外来医療、医療人材及び感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、並びに水際対策の実効性の確保等の措置が規定されました。この改正法は一部を除き令和 6（2024）年 4 月 1 日に施行されました。

本計画は、感染症対策の一層の充実を図るため、国の基本指針及び石川県が改定する「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（以下「県の予防計画」という。）と整合性を図り作成しました。また、金沢市危機管理計画、金沢市防災マニュアルとも連動して感染症対策を実施します。本計画の期間は令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年としますが、国の基本方針や県の予防計画の見直し、感染症を取り巻く状況の変化に応じて、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

目次

第1	感染症の予防の推進の基本的な方向	1
1	事前対応型行政の構築	1
2	市民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	1
3	人権の尊重	1
4	健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	1
5	市の果たすべき役割	1
6	市民の果たすべき役割	2
7	医師等の果たすべき役割	2
8	獣医師等の果たすべき役割	3
9	予防接種	3
第2	感染症の発生の予防のための施策	4
1	基本的な考え方	4
2	感染症発生動向調査のための体制の構築	4
3	結核に係る定期の健康診断	5
4	感染症の発生の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策の連携	5
5	保健所及び環境衛生試験所の役割分担と連携	6
6	関係部局の連携体制及び関係団体等との連携	6
第3	感染症のまん延の防止のための施策	8
1	基本的な考え方	8
2	検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院並びに対物措置	8
3	積極的疫学調査の実施体制	10
4	指定感染症の発生時の対応	10
5	新感染症の発生時の対応	10
6	感染症対策と食品保健・環境衛生対策との役割分担と連携	11

第4	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	12
1	基本的な考え方	12
2	市における調査及び研究の推進	12
3	関係機関及び関係団体との連携	13
第5	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	14
1	基本的な考え方	14
2	市における感染症の病原体等の検査の推進	14
3	総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	14
4	関係機関及び関係団体との連携	15
第6	感染症の患者の移送のための体制の確保	16
1	基本的な考え方	16
2	感染症の患者の移送のための体制の確保の方策	16
3	関係機関及び関係団体との連携	16
第7	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備	17
1	基本的な考え方	17
2	外出自粛対象者の健康観察や生活支援等における市町並びに関係機関及び関係団体との連携	17
3	宿泊施設の運営に関する人員体制	17
第8	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	18
1	基本的な考え方	18
2	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策	18
3	その他の方策	18
第9	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	20
1	基本的な考え方	20
2	市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	20
3	医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	20

4	医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	20
5	関係各機関及び関係団体との連携	20
第 10	感染症の予防に関する保健所の体制の確保	21
1	基本的な考え方	21
2	感染症の予防に関する保健所の体制の確保	21
3	関係機関及び関係団体との連携	22
第 11	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに 医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含 む。）	23
1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	23
2	緊急時における県や国との連絡・連携体制	23
4	関係団体との連絡体制	24
5	緊急時における情報提供	24
第 12	その他感染症の予防の推進	25
1	施設内感染の防止	25
2	災害防疫	25
3	動物由来感染症対策	25
4	外国人に対する適用	26
5	薬剤耐性対策	26

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

市は、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政を推進する。このため、市は、県が設置する石川県感染症連携協議会を通じ、本予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗管理を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってP D C Aサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証を行う。

2 市民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

市は、県及び国と連携して、感染症の発生動向や原因に関する情報の収集及び分析を行い、その分析結果や感染症の予防及び治療に必要な情報の市民への積極的な公表を進めつつ、市民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

3 人権の尊重

(1) 患者等への医療の提供等の環境の整備

市は、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。

(2) 患者等の個人情報の保護と正しい知識の普及

市は、感染症に関する個人情報の保護には十分留意するとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲にまん延する可能性があり、市民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。

そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視し、本市の関係部局及びその他の関係者とも適切に連携し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行う。また、基本指針及び本予防計画に基づき、健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行う。

5 市の果たすべき役割

(1) 感染症対策の実施に当たっての責務と留意事項

- ア 市は、国や他の地方公共団体と連携を図り、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。この場合、市は、感染症の患者等の人権を尊重する。
- イ 市は、自宅療養者等の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて市民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る。
- ウ 市は、感染症の発生の予防及びまん延の防止に係る施策について専門家からの知見を得るための機会を設ける。

(2) 県との連携

- ア 市は、基本指針及び県の予防計画に即して本市の予防計画を策定することに鑑み、予防計画を立案する段階から、県と相互に連携して感染症対策を行う。
- イ 市は、医療調整コーディネーターの参画する医療調整本部の設置、報道機関への感染状況等の情報提供等、県が一元的に施策を実施する場合には、県の求めに応じて、その実施に協力する。

(3) 保健所及び環境衛生試験所の役割と機能強化等の方策

市は、本市における感染症対策の中核的機関である金沢市保健所（以下「保健所」という。）及び本市における感染症の技術的かつ専門的な機関である金沢市環境衛生試験所（以下「環境衛生試験所」という。）が、それぞれの役割を十分に果たせるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行う。

(4) 感染症対応が可能な人材の確保

市は、平時からの感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の都道府県等への人材派遣、国及び他の都道府県等からの人材の受け入れ等に関する体制を構築する。

(5) 近隣の県等の相互協力

市は、県と連携し、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う。

6 市民の果たすべき役割

市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないように努めるものとする。

7 医師等の果たすべき役割

(1) 医師等の責務

医師その他の医療関係者は、医療関係者の立場で市の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

(2) 病院、診療所、高齢者福祉施設等の開設者等の責務

病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、高齢者福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 獣医師等の果たすべき役割

(1) 獣医師等の責務

獣医師その他の獣医療関係者は、獣医療関係者の立場で市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。

(2) 動物等取扱業者の責務

動物等取扱業者は、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

9 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、市は、ワクチンに関する正しい知識の普及に努め、市民の理解を得つつ、金沢市医師会、金沢市薬剤師会等の関係団体とも十分連携して、積極的に予防接種を推進していく。

第2 感染症の発生の予防のための施策

1 基本的な考え方

(1) 事前対応型行政の体制の構築

感染症の発生の予防のための対策においては、第1の1に定める事前対応型行政の構築を中心として、市が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していく。

(2) 食品保健対策及び環境衛生対策との連携

感染症の発生の予防のため、日常行うべき施策は、感染症発生動向調査が中心となるが、食品保健対策や環境衛生対策についても、感染症の発生と密接に関連することから、関係機関及び関係団体との連携を図りながら対策を進めていく。

(3) 適切な予防接種の推進

予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。このため、市は、金沢市医師会、金沢市薬剤師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進や対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備を行う。さらに、市民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、医療機関等についての情報を積極的に提供していく。

2 感染症発生動向調査のための体制の構築

(1) 感染症発生動向調査の実施

感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項であり、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で進めていく。

(2) 医療機関等との連携

市は、診療を行っている医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、金沢市医師会等を通じ、その協力を得ながら、感染症発生動向調査を適切に進めていく。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第13条に基づき診断した獣医師から市長への届出が適切に行われるよう石川県獣医師会等の協力を得ながら、周知を図る。

(3) 感染症届出体制の確立

ア 市は、感染症発生動向調査を適切に進めていくため、法第12条に規定する届出の義務について、金沢市医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、迅速かつ効果的に情報を収集するため、デジタル技術の活用について検討を進める。

- イ 法第13条の規定による届出を受けた市長は、当該届出に係る動物等が感染症を人に感染させることを防止するため、保健所、環境衛生試験所等が相互に連携して、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講じる。
- ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大の防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から市長への届出が適切に行われるよう金沢市医師会等の協力を得ながら医師への周知を図っていく。
- エ 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第14条に規定する指定届出機関から市長への届出が適切に行われるよう指定届出機関の医師に周知を図っていく。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症について、厚生労働大臣が認めたときは、指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、市長への届出を求めるものとする。

(4) 病原体に関する情報の収集、分析、公表

感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、市は、環境衛生試験所等を中心として県、保健環境センター、国立感染症研究所、医療機関等と連携し、病原体に関する情報を統一的に収集し、患者に関する情報を含めて収集、分析するとともに公表する。

3 結核に係る定期の健康診断

高齢者、結核発症の危険性が高いとされている特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業に就いている者等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断を実施する。

4 感染症の発生の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策の連携

(1) 食品保健対策との連携

市においては、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携が必要である。飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たって、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となることを基本とする。

(2) 環境衛生対策との連携

ア 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生を予防するために、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について、感染症対策部門と環境衛生部門が連携して実施する。

イ 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は、感染症対策の観点からも重要である。この場合の駆除並びに防鼠及び防虫については、民間事業者等と連携し、適切に実施する。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないように配慮する。

5 保健所及び環境衛生試験所の役割分担と連携

保健所は、市民への情報提供、保健指導などを行うほか、関係機関への情報提供、技術的・専門的指導に当たるなど、本市における感染症対策の中核的機関としての役割を果たす。また、環境衛生試験所は、本市における感染症の技術的かつ専門的な機関として、保健所や県保健環境センターとの連携の下に、感染症の調査、試験検査及び感染症に関する情報の収集、分析などを行う。

6 関係部局の連携体制及び関係団体等との連携

(1) 本市の関係部局間の連携体制

ア 保健所の感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門等は、平時から適切な連携を図り、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていく。

イ 保健所は、保育所等を所管する児童福祉部門及び学校等を所管する金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と連携し、感染症の予防に関する知識の普及を図るとともに、各施設における感染症の発生状況に関する情報を収集することにより、子どもに係る感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていく。

ウ 保健所は、高齢者施設及び障害者施設（以下「高齢者施設等」という。）を所管する高齢者・障害者福祉部門と連携して、施設における感染防止対策に係る研修・講習を実施するとともに、各施設における感染症の発生状況に関する情報を収集することにより、高齢者及び障害者に係る感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていく。

(2) 医師会等の関係団体や高齢者施設等との連携

ア 市は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、金沢市医師会、金沢市歯科医師会、金沢市薬剤師会、石川県看護協会等の医療に係る専門職能団体との連携体制を構築する。

イ 市は、高齢者施設等に対し、適切な情報提供を行い、感染症の予防に関し適切な連携を図る。

(3) 保健所間の連携

保健所は、広域での感染症対応に備えて、県内の他の保健所との連携強化を図る。特に、同一の二次医療圏内にある石川中央保健所とは、平時から感染症に係る研修会の共同開催等を通じて、緊密な連携体制を構築する。

(4) 検疫所との連携

市は、金沢港を管轄する新潟検疫所金沢・七尾出張所と感染症の病原体の侵入や感染症患者の発生等の情報共有を図る。

第3 感染症のまん延の防止のための施策

1 基本的な考え方

(1) 適切な予防措置と医療の提供

感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応するとともに、その際には患者等の人権を尊重することが重要である。また、市民個人個人の予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくことが基本である。

(2) 情報提供等

感染症のまん延の防止のため、県と市は連携して感染症発生動向調査の集計・分析結果の公表、感染症の医療に関する情報の提供を行い、必要に応じて調査、保健指導を行う。また、市は、市民がこれらの情報を活用して自ら予防に努め、健康を守る努力をするよう支援する。

(3) 人権への配慮等

対人措置（法第4章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、必要最小限のものにするとともに、患者等の人権を尊重する。また、対人措置及び対物措置（法第5章に規定する措置をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集した情報を適切に活用する。

(4) 関係機関等との連携体制

事前対応型行政を進める観点から、市においては、感染症が集団発生した場合における金沢市医師会等の関係団体や高齢者施設等の関係団体等、県及び近隣の市町との役割分担及び連携体制について、あらかじめ定めておく。

2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院並びに対物措置

(1) 対人措置に当たっての基本的考え方

対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とする。また、人権の尊重の観点から、対人措置は必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

(2) 検体の採取等への対応

検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。

(3) 健康診断への対応

健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、市長は、必要と認めた場合は、情報の公表を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

(4) 就業制限への対応

就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、保健所は、対象者その他の関係者に対し、このことの周知等を行う。

(5) 入院への対応

入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。保健所においては、入院後も法第24条の2に基づく処遇についての金沢市保健所長（以下「保健所長」という。）に対する苦情の申出や、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医師等に要請する。

保健所長が入院の勧告を行うに際しては、保健所の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、保健所は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成するなど統一的な把握を行う。

(6) 退院請求への対応

入院の勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、保健所長は医療機関と連携し、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

(7) 感染症の診査に関する協議会

市長は、法第24条の規定に基づき保健所に感染症診査協議会を設置する。

感染症診査協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然であるが、患者等への医療及び人権の尊重の視点も必要であることから、市長は、感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

(8) 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、市長及び保健所長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施する。また、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限とする。

3 積極的疫学調査の実施体制

(1) 積極的疫学調査の必要性

積極的疫学調査については、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得ることに努める。また、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく応じない場合には、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明する。

(2) 積極的疫学調査の実施

ア 積極的疫学調査は、次の場合に的確に実施する。

(ア)一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合

(イ)五類感染症発生の状況に異状が認められる場合

(ウ)国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合

(エ)動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合

(オ)その他市長が必要と認める場合

積極的疫学調査を実施する場合においては、保健所の感染症対策部門と環境衛生部門、動物愛護部門、環境衛生試験所等が密接な連携を図ることより、市内における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていく。

イ 積極的疫学調査を実施する場合にあつては、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、県保健環境センター、他の都道府県等の地方衛生研究所、金沢市医師会等の関係団体などの協力を得ながら実施していく。また、他の都道府県等から協力の求めがあつた場合は、必要な支援を積極的に行う。

ウ 市は、積極的疫学調査により得られた結果を、金沢市医師会等の関係団体及び関係機関に情報提供するとともに、県との情報交換を通じて感染症対策に活用する。

4 指定感染症の発生時の対応

市長は、指定感染症が政令で定められた場合には、市民や医療機関等関係機関に対して、適時に的確な情報を提供するとともに、県や国と連携して必要な対策を実施する。

5 新感染症の発生時の対応

市長は、新感染症に該当する疾患であるとして患者を診断した医師から届出を受けた場合には、県及び国と密接な連携を図った上で技術的指導及び助言に基づき必要な対策を実施する。

6 感染症対策と食品保健・環境衛生対策との役割分担と連携

(1) 感染症のまん延の防止と食品保健対策の連携

- ア 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、保健所の食品保健部門が主として病原体の検査を行うとともに、保健所の感染症対策部門が患者に関する情報を収集し、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。
- イ 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、保健所の食品保健部門は一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、保健所の感染症対策部門は保健所の食品保健部門と連携して必要な措置を行う。
- ウ 二次感染による感染症のまん延を防止するために、保健所の感染症対策部門は感染症に関する情報の公表のほか必要な措置をとる。
- エ 原因となった食品等の究明のために、保健所は、環境衛生試験所、県保健環境センター、国立試験研究機関等との連携を図る。

(2) 感染症のまん延防止と環境衛生対策の連携

- 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のため、保健所の感染症対策部門は、保健所の環境衛生部門と連携して対策を講じる。

第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであり、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本である。このため、本市においても、国が提示する方向性に合わせて、関係研究機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を積極的に推進するほか、調査・報告等に係るデジタル化の推進を図る。

2 市における調査及び研究の推進

(1) 調査及び研究の推進体制の確立

感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、本市における感染症対策の中核的機関である保健所が感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である環境衛生試験所や地域における感染症医療の中核的機関である感染症指定医療機関と、連携を図りつつ、計画的に取り組む。

(2) 保健所の役割

保健所は、感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的調査及び研究を環境衛生試験所との連携の下に進め、本市における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たしていく。

(3) 環境衛生試験所の役割

環境衛生試験所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、県及び本市の関係部局並びに保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査及び研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析等の業務を担う。

(4) 情報の収集及び調査の推進

ア 感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査においては、本市における感染症の発生の動向やそれらに対する対策等を含めた地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要となることから、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員を活用する。

イ 感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に活かしていくため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が市に対して届出等を行う場合には感染症サーベイランスシステムを用いた電磁的方法によることとし、保健所においては届出等による情報と収集した様々な情報について、個人を特定しないようにした上で、分析する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や当該患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合において、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が電磁的方法で報告することが可能となる方策を検討する。

3 関係機関及び関係団体との連携

市が、感染症及び病原体等に関する調査及び研究をするに当たっては、保健所、環境衛生試験所、大学及び国立感染症研究所をはじめとする関係機関、金沢市医師会等の関係団体と適切な役割分担を行うとともに、相互に十分な連携を図る。

第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

1 基本的な考え方

(1) 検査体制等の充実

ア 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。

イ 環境衛生試験所等の各関係機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づき整備し、管理することが重要である。

ウ 環境衛生試験所の検査実施件数目標と検査機器の整備数は次のとおりとする。

- ・検査実施件数 100件/日
- ・検査機器整備数 リアルタイムPCR装置3台

(2) 感染症指定医療機関等への支援

市は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し、県と協力して技術的支援等を実施する。

2 市における感染症の病原体等の検査の推進

(1) 環境衛生試験所における検査

ア 市は、環境衛生試験所が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行う等、平時から体制整備を行う。

イ 環境衛生試験所は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）の発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、市内の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行い、質の向上を図る。また、県保健環境センターや他の都道府県等の衛生検査所等と連携して、迅速かつ的確に検査を実施する。

(2) 民間検査機関等と連携した検査体制の整備

市は、新興感染症のまん延時に備え、民間検査機関や医療機関と連携した検査体制を速やかに整備できるよう、平時から県と協力して計画的に準備を行う。

3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の言わば車の両輪として位置付けられるものである。このため、保健所は「石川県感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき病原体等に関する情報を収集し、

県に提供することにより、患者情報と病原体情報の迅速かつ総合的な分析及び公表が行われるようにする。

4 関係機関及び関係団体との連携

病原体等の情報の収集については、金沢市医師会等の関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進める。また、特別な技術が必要とされる検査については、環境衛生試験所が国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、県保健環境センター等と相互に連携を図って実施する。

第6 感染症の患者の移送のための体制の確保

1 基本的な考え方

保健所長が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送は、保健所長が行う業務とされている。その体制の確保に当たり、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生及びまん延時に、積極的疫学調査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合において、本市の関係部局との役割分担や消防局との連携、民間事業者等への業務委託等を図る。

2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

(1) 感染症の患者の移送に係る役割分担

感染症の患者の移送について、平時から本市の関係部局と連携し、役割分担、人員体制の整備を図る。

(2) 消防局との役割分担

消防局と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、市の救急搬送体制の確保にも十分留意して役割分担を協議する。

(3) 車両の確保及び民間移送機関との役割分担

市は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、移送に必要な車両を確保するとともに、保健所のみでの対応が困難となる場合は、県と連携し、民間移送機関や民間救急等への業務委託を検討する。

(4) 移送訓練や演習の実施

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は疑似症並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。

3 関係機関及び関係団体との連携

法21条又は法47条の規定に基づく移送を行うに当たり、県の医療調整本部会議等を通じて、新興感染症の疑われる傷病者を受け入れる医療機関の情報を消防局と共有し、円滑な移送が行われるよう努める。

市は、消防局が移送した傷病者が、感染症法に基づく届出が必要な患者（感染症法第12条第1項第1号等に規定する者）であった場合には、医療機関から消防局に対して当該感染症に関する情報を適切に提供するよう働きかける。

第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

1 基本的な考え方

市は、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあたっては、当該感染症の外出自粛対象者。以下、「外出自粛対象者」という。）について、体調悪化時に、適切な医療につなげることができる健康観察の体制を整備する。また、外出自粛により、生活上必要な物品等の入手が困難となることから、市は、外出自粛対象者に対して、生活上の支援を行う。

また、外出自粛者が高齢者施設等や障害者施設等において過ごす場合は、施設内で感染がまん延しないような環境を構築する。

2 外出自粛対象者の健康観察や生活支援等における市町並びに関係機関及び関係団体との連携

(1) 健康観察の体制確保

市は県と連携し、医療機関や金沢市医師会、金沢市薬剤師会、石川県看護協会や民間事業者への委託等を活用し、外出自粛対象者の健康観察の体制を確保する。

(2) 生活支援の実施

市は外出自粛者が外出しなくとも生活できるようにするため、民間業者への委託を活用しつつ食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行う。併せて、自宅療養時においても薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を支給できる体制を県と連携して確保する。また、介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合は、適切な支援が受けられるよう民間事業者等との連携を深める。

(3) ICTの活用

市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うために、ICTを積極的に活用する。

(4) 高齢者施設等における感染症のまん延の防止

市は、医療機関等と連携し、高齢者施設等や障害者施設等において、ゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保する。これにより、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染症のまん延を防止する。

3 宿泊施設の運営に関する人員体制

市は、県が宿泊療養施設を開設した場合に、県の求めに応じて必要な人員を派遣する等、その運営に協力する。

第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

1 基本的な考え方

市は、感染症の発生動向に関する適切な情報の公表、感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行う。医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供する。市民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けないよう配慮する。

さらに、市は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重する。

2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

(1) 市の役割

市は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面における患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の普及のため、パンフレットの作成、各種研修の実施等を行い、また、感染症の患者の円滑な職場復帰や児童生徒の再登校のための必要な施策を講じる。

感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することは効果的かつ効率的であるため、保健所の感染症対策部門と教育委員会等が連携を図りながら、必要な施策を講じていく。特に、学校教育の場においては、感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められる。また、保健所は、本市における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談などの市民に身近なサービスの充実を図る。

(2) 個人情報の流出防止の方策

市は、患者に関する個人情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を行う。

3 その他の方策

(1) 医師の届出事実の通知

患者等のプライバシーを保護するため、市は、医師が市長へ感染症患者に関する届出を行った場合に、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう働きかける。

(2) 報道機関との連携

報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが求められているため、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされないように、市は、平時から報道機関との連携を図る。

(3) 患者等のプライバシーの尊重

市民や関係機関への情報提供に当たり、患者等の個人情報については、感染症の予防とまん延防止に必要な最小限度のものとし、患者等のプライバシーの尊重に努める。

(4) 県との連携

市は、県との密接な連携を図るため、連絡会議等を通じて、情報交換を行う。

第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

1 基本的な考え方

新興感染症、再興感染症などの多様な感染症の発生に備え、医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職、高齢者施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、そして行政における感染症対策の政策立案を担う人材など、多様な人材が必要となっている。市は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う。

2 市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

(1) 市職員の資質の向上

市長は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J）等に保健所及び環境衛生試験所職員等を積極的に派遣するとともに、市が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図り、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所や環境衛生試験所等において活用していく。

(2) 数値目標

保健所職員等に対する年間研修訓練回数の目標は次のとおりとする

・保健所職員等に対する年間研修訓練回数 年1回以上

3 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

感染症指定医療機関においては、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した研修・訓練を実施すること又は国、県、市若しくは医療機関が実施する当該研修・訓練に医療従事者を参加させることにより、体制強化を図る。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症医療担当従事者等を他の医療機関、宿泊施設及び高齢者施設等に派遣できるように平時から研修や訓練に実施に努める。

4 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

市は、金沢市医師会等の関係団体が、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことを働きかける。

5 関係各機関及び関係団体との連携

市は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用に努める。

第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

1 基本的な考え方

保健所は、本市における感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行うとともに、感染症の感染拡大時にも地域保健対策を継続する必要がある。また、平時から有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みを整えておく。

保健所においては、感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築する。併せて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、平時から計画的に健康危機発生時に備えた保健所の体制整備を行う。体制整備に当たっては、業務の一元化、外部委託、ICT活用も視野にいれた検討を行う。

2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

(1) 平時からの調整

市は、感染症の発生に備え、県や本市の関係部局間の役割分担や連携内容を平時から調整しておく。また、感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時において、体制を迅速に切り替えることができるようにしておく。

(2) 感染症拡大時の人員体制等の整備

市は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備する。体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄をはじめ、業務の外部委託や県における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進める。また、地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第1項に規定する者（以下「I H E A T要員」という。）や市の関係部局からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む。）を図るとともに、市民及び職員等の精神保健福祉対策等を実施する。

(3) I H E A T要員の養成

加えて、市はI H E A T要員の確保や研修、I H E A T要員との連絡体制の整備やI H E A T要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、I H E A T要員による支援体制を確保する。

保健所においては、平時から県と連携して、I H E A T要員への実践的な訓練の実施やI H E A T要員の支援を受けるための体制を整備するなどI H E A T要員の活用を想定した準備を行う。

(4) 総合的なマネジメントを担う保健師の配置

市は、市内の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置する。

(5) 数値目標

流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する保健所の人員確保数及び即応可能なI H E A T要員の確保数の目標は、次のとおりとする。

- ・ 流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する保健所の人員確保数 70人/日
- ・ 即応可能なI H E A T要員の確保数 10人

3 関係機関及び関係団体との連携

市は、保健所業務に係る内容について、平時から消防局や市の関係部局、金沢市医師会等関係団体と連携する。

また、保健所は感染症発生時における連携体制を確保するために、平時から市の関係部局や環境衛生試験所と協議し役割分担を確認する。

第 11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

市は、国が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、市に対して、感染症法により行う事務について必要な指示があった場合は、迅速かつ的確な対応を行う。

国が国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認め、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請する場合は、迅速な対策が講じられるよう、市は、国に対し必要な協力を行う。

市は、新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合は、県や国へ、職員や専門家の派遣等の支援を求める。

2 緊急時における県や国との連絡・連携体制

(1) 県や国との連携

市は、法第12条第2項に規定する国への報告を確実にを行う。特に新感染症への対応やその他感染症への対応について緊急と認める場合には、県や国との緊密な連携を図る。

(2) 検疫所との連携

市は、検疫所から一類感染症等の発見について情報提供を受けた場合には、検疫所と連携し、同行者等の追跡調査、その他必要と認める措置を行う。

3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

(1) 地方公共団体との連絡体制

市は、県や他の保健所設置市等と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて相互に応援職員、専門家の派遣を行う。

(2) 関係市町への情報提供

市は、関係市町に対して、感染症の発生状況や緊急度を勘案し、必要な情報を提供するとともに、市と県との緊急時における連絡体制を整備する。複数の市町にわたり感染症が発生した場合であって、かつ緊急を要するときは、市は県と連携し、対応する。

(3) 他の都道府県との協力体制

複数の都道府県等にまたがって、感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合に、市は、県や関係する都道府県等と協力し、対応する。

4 関係団体との連絡体制

市は、金沢市医師会等の関係団体等と緊密な連携を図り連絡体制を構築する。

5 緊急時における情報提供

市は、緊急時においては、市民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など市民が感染症予防等の対策を講ずる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供する。この場合、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報を提供する

第12 その他感染症の予防の推進

1 施設内感染の防止

(1) 市の果たすべき役割

病院、診療所、高齢者福祉施設等において感染症が発生し又はまん延を防止するため、市は最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染防止に関する情報を病院、診療所、高齢者福祉施設等の開設者又は管理者に適切に提供する。また、市は施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を金沢市医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、高齢者福祉施設等の現場の関係者に普及し活用を促していく。

(2) 病院、診療所、高齢者福祉施設等の開設者又は管理者の果たすべき役割

病院、診療所、高齢者福祉施設等の開設者又は管理者は、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、平時より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期に発見されるように努める。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努める。また、実際に行った措置を市や他の施設に提供することにより、共有化を図る。

2 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、市は迅速かつ的確に所要の対策を行い、感染症の発生の予防及びまん延の防止に努める。その際、保健所を拠点として医療機関の確保、防疫活動、保健活動などを迅速に実施する。

3 動物由来感染症対策

(1) 獣医師等に対する届出義務の周知と市民への情報提供

市は、動物由来感染症に対する必要な措置が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法第247号）に規定する届出義務について周知を行う。また、ワンヘルス・アプローチに基づき、保健所等と関係機関及び金沢市医師会、石川県獣医師会などの関係団体と連携を図り、市民へ情報提供を進める。

(2) 動物を飼育する者の努め

ペット等の動物を飼育する者は、市民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。

(3) 積極的疫学調査に必要な体制の構築

市は積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査により広く情報を収集する。そのために、保健所、環境衛生試験所、動物愛護部門等と連携を図りながら調査に必要な体制を構築する。

(4) 動物由来感染症の予防及びまん延の防止対策

動物由来感染症の予防及びまん延の防止対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、保健所の感染症対策部門は保健所の動物愛護部門と連携しながら対策を講じる。

4 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所の窓口等に我が国の感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備えるなどの必要な対策を行う。

5 薬剤耐性対策

市は、医療機関において薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、薬剤耐性菌に関する研究事業への協力等を通じて医療機関や県と連携し、薬剤耐性対策を推進する。

用語一覧

用語	意味など
感染症発生動向調査	国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに市民及び医師等医療関係者への公表
動物等取扱業者	法第5条の2第2項に規定する、動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症および再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	既に知られている感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、および三類感染症を除く。）で、法の全部又は一部を準用しなければ国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして国が指定する感染症
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症
指定届出機関	五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所
二次医療圏	主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域単位として区分する区域 石川中央の二次医療圏：金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町
再興感染症	近い将来克服されると考えられていたものの再び流行する傾向が出ている感染症
IHEAT 要員	地域保健法第21条第1項に規定する者（同項に基づき県又は保健所設置市の長が、管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請する、地域保健の専門的知識を有する者であって厚生労働省令で定めるものうち、あらかじめこの項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者）

<p>リスクコミュニケーション</p>	<p>リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の中で、情報及び意見を相互に交換すること。リスクの評価の結果及びリスク管理の決定事項の説明を含む。</p>
<p>ワンヘルス・アプローチ</p>	<p>関係者が連携して、人間及び動物の健康並びに環境に関する分野的な課題に対し、解決に向けて取り組むこと</p>
<p>動物の病原体保有状況調査</p>	<p>動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査</p>

金沢市感染症予防計画

(感染症の予防のための施策の実施に関する計画)

令和6(2024)年 月発行

発行：金沢市

編集：金沢市保健所地域保健課

〒920-8533 金沢市西念3丁目4番25号

電話 076-234-5102 FAX 076-234-5104